

船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶の臨検申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第23条第1項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 船舶の種類等に変更を生じた場合において、船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に船舶が所在する場合
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 船舶臨検申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

船舶臨検申請書

運輸局長（運輸支局長） 殿

年 月 日

申請者の氏名又は
名称及び住所

船舶法施行細則第 23 条の規定により、下記船舶の臨検を申請します。

1. 船 舶 番 号
2. 船 種 ・ 船 名
3. 船 籍 港
4. 総 ト ン 数
5. 所有者の氏名又は
名 称 及 び 住 所
6. 臨検を受けようと
する期日及び場所
7. 変 更 事 項